

Q.7-10 日台租税協定と個人所得税の関係を教えてください

所得税法では、台湾外払いの給与に関して、台湾滞在日数が年間 90 日以下の場合には免税になります。逆に言えば、91 日以上滞在すると滞在日数相当は課税されるという制度となっています。しかし、2017 年 1 月より施行されている日台租税協定により、その年に開始または終了するいずれの 12 か月においても、当該他方の地域に 183 日以下しか滞在しない場合には免税申請が可能となりました。台湾の所得税法での滞在日数は暦年ベースで考えますが、租税協定では任意の連続する 12 か月で判断するということは注意が必要です。

免税適用条件は以下の通りです。

- ・台湾での滞在が 183 日を超えない
- ・当該給与が台湾外雇用者から支給されている
- ・当該給与を日本会社の台湾での恒久的施設が負担していない

適用申請にあたっては、以下の書類の提出が必要です。

- ・居住者証明
- ・パスポート
- ・雇用契約書等
- ・所得支払者、金額等を示す書類
- ・報酬は全て相手国において支給されたものであり、台湾内の恒久的施設が負担していないことを示す書類